

## 焼津市告示第126号

令和8年度焼津市農業者猛暑対策支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月22日

焼津市長 中野 弘道

### 令和8年度焼津市農業者猛暑対策支援事業補助金交付要綱

#### 第1 趣旨

市長は、市内で耕作する農業者の熱中症対策を図るため、農業者猛暑対策支援事業を実施する農業者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

#### 第2 定義

(1) この要綱において「農業者」とは、認定農業者、認定新規就農者及び令和7年分の確定申告書における農産物販売額（法人にあっては、第4により補助金の交付申請を行う日の直近の決算月に係る事業年度の決算書における農産物販売額）が50万円以上の者をいう。

(2) この要綱において「農業者猛暑対策支援事業」とは、農業者が、令和8年4月1日以降に自ら熱中症対策を図るために必要な次に掲げる施設、設備等を整備し、改修し、又は導入する事業をいう。

ア エアコン

イ ミストシャワー

ウ シーリングファン

エ スポットクーラー

オ 扇風機

カ スプリンクラー

キ 水分補給器

ク 循環扇

ケ 遮光フィルム

コ ファンベスト

サ 建築物等の断熱工事

シ その他市長が特に必要と認めたもの

#### 第3 補助対象経費、補助額等

##### (1) 補助対象経費

ア 補助対象経費は、令和8年4月1日から令和9年2月28日までの間に支出した農業者猛暑対策支援事業に要する物品の購入費、工事費及び委託費（運送及び設置に要する経費を含み、既存設備の解体、処分又は廃棄に係る経費並びに消費税及び地方消費税を除く。）とする。

イ クレジットカードの使用その他のキャッシュレスの手段により支払い、当該支払を行った者に特典が付与された場合又は補助対象経費の支払を現金で行い、当該支払を行った者に特典が付与された場合は、その支払をした経費は、補助の対象としない。ただし、当該支払経費に付与された特典

を現金に換算することができる場合は、換算した金額に相当する額を当該支払経費から減額し、減額した残額に限り、補助の対象とすることができる。

## (2) 補助額

補助対象経費の3分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、200,000円を限度額とする。

## 第4 交付の申請

### (1) 提出書類 各1部

ア 焼津市農業者猛暑対策支援事業補助金交付申請書（第1号様式）

イ その他市長が必要と認める書類

### (2) 提出方法 持参又は郵送

### (3) 提出期限 令和9年2月28日まで

### (4) その他 補助金の交付は、1人又は1団体につき1回限りとする。

## 第5 交付の決定

市長は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）から第4の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

## 第6 交付の条件

補助金の交付の決定においては、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意義務をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(2) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(3) この補助金の交付と補助対象経費を重複して、国又は他の地方公共団体の補助金の交付を受けてはならない。

(4) 導入する設備については、市内で利用すること。

## 第7 変更申請

第5の規定による交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が第4の規定による申請内容を変更するときは、あらかじめ事業変更・中止・廃止承認申請書（第3号様式）に、変更内容が分かる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、承認すべきと認めたときは、事業変更・中止・廃止承認通知書（第4号様式）により、補助事業者には通知するものとする。

## 第8 補助事業の中止又は廃止

補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止・廃止承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、承認すべきと認めたときは、事業変更・中止・廃止承認通知書により当該補助事業者には通知するものとする。

## 第9 実績報告

第5の規定により補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したとき、

その翌日から起算して20日を経過した日又は令和9年3月5日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（第5号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

第10 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（第6号様式）

(2) 提出期限

補助金確定通知書を受領した日から起算して20日を経過した日又は令和9年3月12日のいずれか早い日まで

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和8年度分の補助金に適用する。